平成19年(2007) 社会医療診療行為別調査結果の概況

目 次

調査の概要	· 1頁
結果の概要	
I 診療行為・調剤行為の状況	
〔医科診療〕	
1 診療行為の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	_
2 一般医療と老人医療別にみた診療行為の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3 病院と診療所別にみた診療行為の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
4 DPCに係る明細書とDPCに係る明細書以外別にみた診療行為の状況 ・・・・・・・・・	
5 傷病分類別にみた1日当たり点数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•• 13
〔歯科診療〕	
6 診療行為の状況	· · 1 4
7 一般医療と老人医療別にみた診療行為の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·· 15
8 傷病分類別にみた1日当たり点数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·· 16
〔院外処方〕	
9 院外処方率 ····································	·· 17
[薬局調剤]	
10 調剤行為の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·· 18
11 一般医療と老人医療別にみた調剤行為の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·· 19
I 薬剤の使用状況	
1 薬剤料の比率	· 20
2 院内処方(入院外・投薬)及び院外処方(薬局調剤)における薬剤点数 ・・・・・・・・・	·· 21
3 薬価階級別薬剤点数	· · 22
4 薬剤種類数	· 23
5 薬効分類別にみた薬剤の使用状況 ······	
6 後発医薬品の使用状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
- DOMENING - DOMENING	
統 計 表	·· 26
用語の定義	•• 34

平成19年社会医療診療行為別調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載しています。 ホームページアドレス(http://www.mhlw.go.jp/)

調査の概要

1 調査の目的

この調査は、政府管掌健康保険(以下、「政管健保」という。)、組合管掌健康保険(以下、「組合健保」という。)及び国民健康保険(以下、「国保」という。)における医療の給付の受給者にかかる診療行為の内容、 傷病の状況、調剤行為の内容及び薬剤の使用状況等を明らかにし、医療保険行政に必要な基礎資料を 得ることを目的とする。

2 調査の範囲

各都道府県の社会保険診療報酬支払基金支部(以下、「支払基金支部」という。)及び国民健康保険団体連合会(以下、「国保団体連合会」という。)において、審査決定された政管健保、組合健保及び国保の一般医療及び老人医療の医科診療及び歯科診療の診療報酬明細書及び調剤報酬明細書(以下、「明細書」という。)を調査の対象とした。

調査の客体は、第一次抽出単位を保険医療機関及び保険薬局とし、第二次抽出単位を明細書とする層 化無作為二段抽出法により抽出された明細書とした。

(集計客体数)

		施設数		明細書件数	-
	_	旭 改 剱	総数	一般医療	老人医療
医	科	10 739	355 204	215 839	139 365
病	院	1 218	115 812	68 715	47 097
診	療所	9 521	239 392	147 124	92 268
歯	科	957	28 981	17 741	11 240
調	剤	4 501	74 554	38 222	36 332

3 調査の時期

平成19年6月審查分

4 調査の事項

診療報酬明細書 ・・・・・・ 年齢、傷病名、診療実日数、診療行為別点数・回数及び薬剤の使用状況

(薬品名・使用量等)等

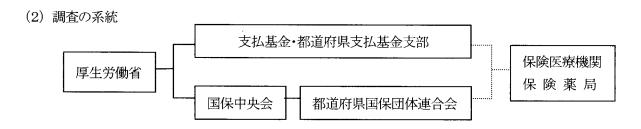
調剤報酬明細書 ・・・・・・ 年齢、処方せん受付回数、調剤行為別点数・回数及び薬剤の使用状況

(薬品名・使用量等)等

5 調査の方法及び系統

(1) 調査の方法

支払基金支部及び国保団体連合会が、調査の対象となった保険医療機関及び保険薬局の明細書から 別に定める抽出率により抽出を行い、その写しを厚生労働省大臣官房統計情報部に提出する方法により 行った。



. 1

1

6 結果の集計

集計は、厚生労働省大臣官房統計情報部で行った。

7 利用上の注意

(1) 表章記号の規約

計数のない場合本額値が表章単位に満たない場合も 負数の場合

- (2) 掲載の数値は四捨五入のため、内訳の合計が総数に合わない場合がある。
- (3) この概況に掲載の数値は、政管健保、組合健保及び国保における平成19年6月審査分の全国推計数である。
- (4) 診療行為分類「診断群分類による包括評価等」には、包括評価(DPC)の所定点数に、特定入院料に関する加算を含む。